

平成30年1月19日

区に申込みをする保育施設への入園をご希望されている皆さまへ

世田谷区 子ども・若者部
保育認定・調整課
保育計画・整備支援担当課

保育施設の新規開設等のお知らせ②

～申込みにあたっての注意事項～【2次選考対象】

このお知らせは、現在配布中の「保育のごあんない（平成30年度用）」、及び平成29年10月27日付の「保育施設の新規開設等のお知らせ」の発行以降に、**新たに追加して開設**することになった保育施設（以下「対象園」という。）等のご紹介と、入園申込みにあたっての注意事項などの大切な事項を記載しています。

このお知らせに掲載している対象園についての入園選考は、平成30年4月入園の**2次選考**から開始します。保育施設の入園申込み及び変更等の手続き方法、必要書類等については、別に配布している「保育のごあんない（平成30年度用）」または区のホームページでご確認ください。

※このお知らせに掲載している対象園についての入園選考は、平成30年4月入園の「**2次選考**」の日程で選考を実施します。

2次選考は、対象園、1次選考の内定辞退等により空きができた分、及び指定された私立認可保育施設の0歳児クラス各1名分などの選考を行います。

※希望園の数や順位によって、入園選考の有利、不利になることはありませんので、通える範囲内の保育施設を通いたい順番で希望してください。対象園は平成30年4月1日からの開設を予定していますが、認可申請の手続きや工事等の進捗状況により、やむを得ず開設時期が遅れる場合があります、平成30年4月1日の入園対象園とならないことがありますので、対象園単独でのお申込みは避けるようにしてください。

<申込み受付期間>

●対象園の申込み受付期間

平成30年1月19日（金）～平成30年2月9日（金）必着（厳守）

1 今回新たに申込みできる保育施設（対象園）

<小規模保育事業>

名称（仮称） 開設予定地	3歳児以降 連携先（進級先）	運営法人及び 開設までの連 絡先	年齢別定員				0歳 保育 開始 月齢 （翌月 から）	開所時間	延長保育 定員	
			0	1	2	合計				
玉川 駒沢三丁目 小規模保育施設① 駒沢 3-26-3 WOOD COURT101 注 1~4	さくらの木保育園 玉川台 2-18-18	(福)正道会 (法人本部) 095-838-5514	3	3	3	9	57日	午前 7時 15分~ 午後 6時 15分	午後 6時 15分~ 午後 8時 15分 5名程度	
	駒沢三丁目 小規模保育施設② 駒沢 3-26-3 WOOD COURT101 注 1~4		さくらしんまち保育園 桜新町 2-29-3	1	1	1				3
	駒沢三丁目 小規模保育施設③ 駒沢 3-26-3 WOOD COURT101 注 1~4		さくらしんまち保育園 分園ぴっころ保育園 桜新町 2-13-17	2	2	3				7
烏山 南烏山五丁目 小規模保育施設 南烏山 5-24-20 注 1・注 2	千歳保育園 千歳台 6-16-12	(福)砧福祉園 (千歳保育園) 03-3300-4823	3	5	5	13	57日	午前 7時 15分~ 午後 6時 15分	午後 6時 15分~ 午後 7時 15分 5名程度	

注1) 小規模保育事業については、区で入園選考を行います。利用契約は利用者と運営法人との直接契約となります。そのため、ご提出いただいた「保育所等入園（転園）申込書」の内容は、運営法人に申し込んだものとみなし、区から園又は運営法人に提供しますので予めご了承ください。

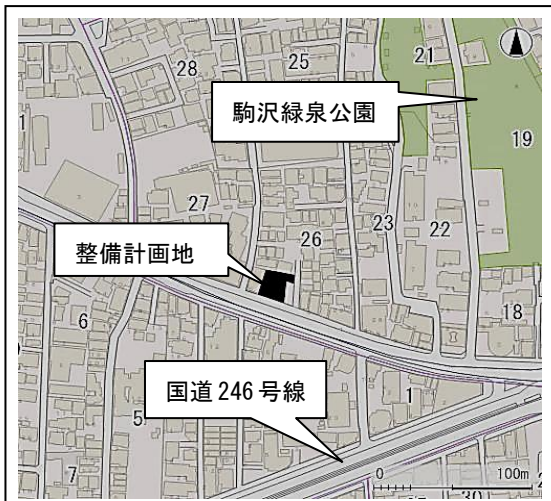
注2) 0歳児から2歳児を預かる小規模保育事業（A型）です。類型については、「保育のごあんない（平成30年度用）」10ページをご参照ください。

注3) 0歳児から2歳児までは同一の場所で保育し、3歳児以降はそれぞれの連携先（進級先）へ進級します。連携先（進級先）の所在地を十分ご確認ください。入園申込時に、必ず3歳児以降の連携先（進級先）を指定してお申し込みください。また、連携先（進級先）によって開所時間や延長保育時間等に違いがありますので、十分ご確認ください。

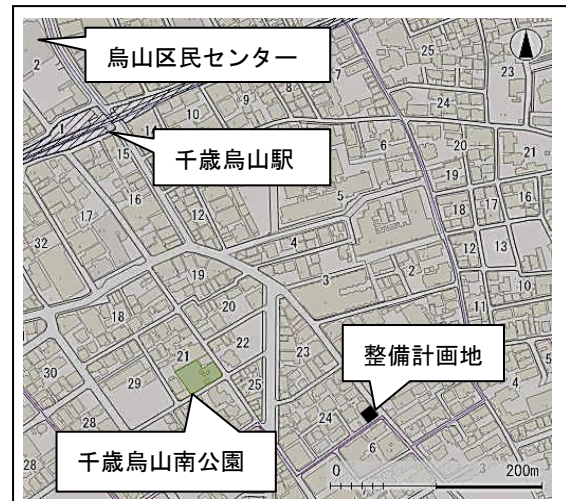
注4) 入園決定後、3つの連携先（進級先）の変更を希望する場合は、改めて駒沢三丁目小規模保育施設①②③間の転園の申込みが必要となります。

2 対象園の案内図

<駒沢三丁目小規模保育施設>



<南烏山五丁目小規模保育施設>



3 対象園の申込み等について (必ずお読みください。)

(1) 申込みにあたっての注意事項

- 対象園の入園選考は、平成30年4月入園の「2次選考」から開始します。**
 - ①対象園への入園を希望される方で、既に平成30年4月入園の申込みをされている方は、平成30年2月9日(金)までに「保育所等入園(転園)・区立保育園延長保育申込内容変更・取下届」にて、希望園の追加・変更を届け出てください。
 - ②これから平成30年4月入園の申込みをされる方は、平成30年2月9日(金)までにお申込みください。
- 1次選考で入園内定した方は、2次選考の対象になりません。**
対象園への入園を希望する場合は、1次選考の内定を辞退する必要がありますのでご注意ください。1次選考の内定辞退の届出後、2次選考で内定しなかった場合は、1次選考で内定していた園へ入園することはできません。1次選考で入園内定した方が対象園への入園を希望する場合は、内定辞退ではなく、平成30年5月以降の転園申込みもご検討ください。
- 区に申込む認可保育施設及び事業の入園申込みの手続き方法、必要書類については、「保育のごあんない(平成30年度用)」または区のホームページをご確認ください。
- 対象園にかかる注意事項**
 - ①このお知らせに記載している対象園は、新たに開設することが決定した保育施設のため、「保育のごあんない(平成30年度用)」14～23ページの保育園等所在地一覧表に掲載されておりません。
 - ②希望する保育施設の数や順位によって入園選考の有利、不利になることはありません。実際に通うことができる範囲の保育施設を通いたい順番で希望してください。
 - ③延長保育の対象児童の年齢については、直接保育施設にお問合せください。
 - ④対象園は平成30年4月1日からの開設を予定していますが、認可申請の手続きや工事等の進捗状況により、やむを得ず開設時期が遅れる場合があります。平成30年4月1日の入園対象園とならないことがありますので、対象園単独でのお申込みは避けるようにしてください。
 - ⑤保育施設により開所時間(基本保育時間)、延長保育の実施時間等が異なりますのでご注意ください。
 - ⑥保育所等入園(転園)申込書等に新たに対象園を記入するときは、他の保育施設と間違えることを防ぐため、このお知らせの2ページの表に記載している「名称(仮称)」を正確にご記入ください。

正しい記入例	他の保育園と区別できない記入例
駒沢三丁目小規模保育施設(A)	駒沢保育施設(A)、駒沢保育園(A)、駒沢(A)、駒沢三丁目小規模保育施設
駒沢三丁目小規模保育施設(B)	駒沢保育施設(B)、駒沢保育園(B)、駒沢(B)、駒沢三丁目小規模保育施設
駒沢三丁目小規模保育施設(C)	駒沢保育施設(C)、駒沢保育園(C)、駒沢(C)、駒沢三丁目小規模保育施設
南烏山五丁目小規模保育施設	南烏山、南烏山保育園

(2) 提出方法 (次のいずれかによりご提出ください。)

- ①各総合支所生活支援課子ども家庭支援センターの窓口を持参(4ページを参照)
- ②保育認定・調整課入園担当宛に郵送(※既に4月入園の申込みをされている方のみ)
送付先：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 入園担当

(3) 平成30年4月入園の2次選考申込みの締切

平成30年2月9日(金)必着(厳守)

(4) 今後のスケジュール

平成30年	2月	1日	1次選考の内定発表
	<u>2月</u>	<u>9日</u>	<u>2次選考の申込み締切</u>
	2月	下旬	2次選考の内定発表
	4月	1日	開設予定

窓口・問い合わせ先のご案内

1 対象園の整備等の状況についてのお問い合わせ

平成30年4月1日に新規開設を予定している保育施設について(2ページ)

保育計画・整備支援担当課 電話 5432-2323

Fax 5432-3018

2 保育の内容、建物の設計、設備等についてのお問い合わせ

このお知らせの2ページの表の「運営法人及び開設までの連絡先」までお問い合わせください。

3 区に申込みをする保育施設の入園・申込みの方法などについてのお問い合わせ

(1) 電話によるお問い合わせの場合

保育認定・調整課 入園担当 電話 5432-1200

Fax 5432-1506

(2) 保育施設の入園申込書の受付、希望園追加・変更の提出書類を直接持参される場合

各総合支所生活支援課 子ども家庭支援センター

世田谷総合支所 電話 5432-2915 Fax 5432-3034

住所 世田谷区世田谷4-22-33 区役所第3庁舎2階

北沢総合支所 電話 3323-9906 Fax 3323-9925

住所 世田谷区松原6-3-5 北沢保健福祉センター1階

玉川総合支所 電話 3702-1189 Fax 3702-1520

住所 世田谷区玉川1-20-21 玉川総合支所二子玉川庁舎1階A棟

※改築工事に伴い、平成29年9月19日から平成32年5月(予定)までの期間、上記住所の仮設庁舎に移転して業務を行います。

砧総合支所 電話 3482-1344 Fax 5490-1139

住所 世田谷区成城6-2-1 砧総合支所1階

烏山総合支所 電話 3326-6155 Fax 3326-6169

住所 世田谷区南烏山6-22-14 烏山総合支所3階